明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四二三）　二

○保安林の指定をする件（**農林水産**一三八一～一三九三）　三

○自動車の型式を指定した件（**国土交通**九五一～九六八）　四

○指定自動車の車名を変更する旨届出があった件（**同**九六九）　五

○指定自動車の指定製作者等の住所を変更した件（**同**九七〇）　六

○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**九七一～九七四）　六

○浄化槽の型式の認定を更新した件（**近畿地方整備局**一六七～一六九）　七

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一七〇、一七一）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**七二、七三）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**二〇六、二〇七）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　特許庁　八

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労　働　九

最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示四）　九

〔公　告〕

諸事項　九

官庁

建設業の許可の取消処分、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧・説明会の開催関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任関係　三〇

会社その他　三二

省　令

○農林水産省令第五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二大中型まき網漁業の項第十号を削る。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。